

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、次の翌日)

目次

次

◇告示

字の区域を変更した旨の届出

鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員

換地計画の認可

土地の用途廃止

告

示

区域の変更に係る字の名称

変更後の区域

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十一年一月十四日

羽合町大字長瀬

羽合町大字上浅津

羽合町大字中坪

羽合町大字下浅津

羽合町大字船木六

羽合町大字上浅	羽合町大字上浅津字浜田四二四ノ二、羽合町大字上浅津字九ノ坪四六一ノ一から四六三までのうち、羽合町大字上浅津字五ノ坪三九四ノ一から四〇六までのうち、羽合町大字上浅津字五ノ坪の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地
羽合町大字上浅津字餅ヶ坪	羽合町大字上浅津字二ノ餅ヶ坪四一一のうち、四一二、羽合町大字上浅津字二ノ餅ヶ坪の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地
羽合町大字上浅津字五ノ坪	羽合町大字上浅津字五ノ坪のうち、三九七ノ二のうち羽合町大字上浅津字五ノ坪の区域のうち、三九九ノ一から四〇六までのうち、羽合町大字上浅津字五ノ坪の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地
羽合町大字上浅津字七反ヶ坪	羽合町大字上浅津字七反ヶ坪のうち、七五ノ二から七七ノ一までのうち、羽合町大字上浅津字七反ヶ坪の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地
羽合町大字上浅津字龍神	羽合町大字上浅津字龍神のうち、七八ノ一、七八ノ二、羽合町大字上浅津字龍神の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地
羽合町大字上浅津字出口	羽合町大字上浅津字出口二四八ノ一のうち、羽合町大字上浅津字二ノ中島の区域のうち、二三五から二三七までのうち、二四八ノ一のうち以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地



鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
がと日
(當たの日)

鳥取県告示第十号

鳥取県身体障害者更生指導所規則(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十
六号)第十条の規定により、昭和四十一年度鳥取県立身体障害者更生指導
所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十一年一月十四日

鳥取県知事 石破二朗	昭和四十一年四月八日
二 募集人員 機能回復訓練生 六名	三 職業訓練生 十七名

鳥取県告示第九号

鳥取県身体障害者更生指導所規則(昭和二十九年九月鳥取県規則第五十
五号)第十条の規定により、昭和四十一年度鳥取県立身体障害者更生指導
所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十一年一月十四日

鳥取県知事 石破二朗	昭和四十一年四月八日
二 募集人員 機能回復訓練生 六名	三 職業訓練生 十七名

鳥取県告示第十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年一月五日から出售競上
した。

場所	地目面積	用途
若狭郡若狭町大字蒲生字峰清水	一七八九番地先	水路敷
一七九〇番地先	一二・三九坪	水路敷
一七九一番地先	一九・四七坪	水路敷
一七七五番地先	五九・四五坪	雜種地
一七七二番地	一三八・〇二坪	雜種地

◎告示
共同で行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良
規則
市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税のうち
の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年一月十八日

鳥取県規則第一号

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち
普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち
普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

◎公 安 告 示
道路交通法による聴聞の実施
○公 告 収用委員会の審理の開催

規則

(目的)
(市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額の算定方法)

第一条 この規則は、地方公体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付すべき昭和三十九年分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得税額の昭和四十一年三月三十一日現在における額(地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものに係る額を除く。)に〇、一八〇一三三を乗じて得た額とする。

(市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十九年分の所得税額のうち、昭和四十一年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として知事が調査した額に、〇、二六〇三三〇を乗じて得た額とする。

(市町村民税法人税割に係る基準税額の算定方法)